

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の送付について（通知）

令和6年12月2日に健康保険証（組合員証等）の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されます。

これに先立ち、このたび、国からの通知に基づき、原則として全ての組合員及び被扶養者（以下「加入者」という。）に対して、医療保険者（当共済組合）で把握している加入者情報（個人番号（マイナンバー）の下4桁を含む。）を記載した通知（「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」。以下「資格情報のお知らせ（加入者情報）」という。）を送付することとなりました。

つきましては、本通知の趣旨を了知の上、組合員への配付等について下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 送付目的と内容

当共済組合では、全ての加入者の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の点検を実施しました。

今回交付する「資格情報のお知らせ（加入者情報）」は、オンライン資格確認等システム（医療機関等の窓口でオンラインで資格情報を確認する仕組み）に登録されている資格情報と併せて、今回に限りマイナンバーの下4桁を通知することで、当共済組合が保有する加入者情報の正確性を担保することを目的としています。

また、「資格情報のお知らせ」（「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の右下部分。切り離して御利用いただくこともできます。）により、加入者御自身の資格情報（記号・番号、枝番、資格取得年月日等）を簡易に把握することができるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナ保険証と合わせて提示することで保険診療を受けることができます。

2 送付対象者

令和6年6月20日までに、当共済組合がマイナンバー等の登録処理を完了し、オンライン資格確認等システムに資格情報が登録済の者のうち、令和6年9月17日時点で資格を有する加入者（組合員及び被扶養者）。

令和6年6月21日以降にマイナンバー等の登録処理が完了した方又は登録処理が未完了の方は、今回は送付されません。

例) 令和6年4月1日に新規資格取得した組合員

令和6年4月20日 所属所を通じて組合員証を一斉交付

令和6年5～6月 組合員がマイナンバーキットを教育庁人事部に提出

令和6年7月初旬 教育庁人事部から当共済組合がマイナンバーを受領し、当共済組合が登録処理を実施。

令和6年7月中旬 当共済組合がオンライン資格確認等システムに資格情報を登録済

この例では、令和6年4月1日に資格取得をしています、オンライン資格確認等システムの登録が令和6年6月20日までに完了していないため、今回は送付対象外です。

3 送付する書類

(1) 「資格情報のお知らせ(加入者情報)」が封入された窓空き封筒(別添1)

※ 「資格情報のお知らせ(加入者情報)」(別添2)

※ 加入者ごと(個人ごと)別封筒に封入(組合員と被扶養者は別封筒)

※ 封筒には、チラシ「資格情報のお知らせ」のご案内(別添3)が同封されています。

(2) 同封対象者リスト

(3) 周知用リーフレット「使って便利!マイナ保険証」3枚(別添4)

※ 所属所内で回覧する等して組合員に周知してください。

4 送付予定日

令和6年10月21日(月) ※ 到着まで数日かかります。

5 送付方法

公立学校共済組合本部から、各所属所宛に、佐川急便の「飛脚特定信書便」により段ボール等で直接送付いたします(送付物の数が少ない場合は、日本郵便のレターパックで直接送付する場合があります。)。区市町村教育委員会・東京都学校経営支援センターは経由しません。

※ 住所登録が海外となっている方については、当共済組合での事務処理の都合により、別送となります(組合員が海外住所、被扶養者が国内住所の場合には、組合員のみ別送となります。)。この場合、公立学校共済組合東京支部からレターパックで送付しますので、到着が遅くなります。

6 書類到着後の手続方法(組合員への配付方法)

配付時点で現職かつ送付された所属所に在籍している組合員等に配付してください。

「資格情報のお知らせ(加入者情報)」の封筒を開封せず、組合員及びその被扶養者の分も含め、令和6年10月末までに、組合員に手渡し(又は手渡しと同等の漏えい防止策が講じられた確実な方法で配付)してください。

被扶養者の場合、封筒の窓空き部分等に組合員の氏名が印字されないため、上記3(2)の同封対象者リストをもとに組合員との紐づけを行い、組合員を特定してください。

休職中である等により組合員に手渡しすることが難しい場合は、特定記録郵便又は特定記録郵便と同等の漏えい防止策が講じられた手段により組合員に郵送してください。窓空き封筒には送付先住所の記載がないためそのまま利用せず、別の封筒に入れて郵便切手を貼って郵送してください。

- 7 配付時点で退職済の組合員等に「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が届いた場合
配付時点で退職済の組合員等、以下の場合には配付対象外としますので配付せず、**令和6年11月8日（金）までに**、封入された封筒ごと返送してください。

- ① 配付時点で退職済（資格喪失済）の組合員及び認定取消済の被扶養者
※ 令和6年9月17日時点で資格を有する組合員及び被扶養者について送付しますので、これらの者にも送付される可能性があります。
- ② 配付時点で既に他の所属所に異動した組合員及びその被扶養者
※ 令和6年9月17日時点で在籍している所属所へ送付していますので、既に他の所属所に異動した組合員等の分が届く可能性があります。これらの者については、令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」（マイナンバー下4桁の記載のないもの）を交付する予定です。

（1）返送先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都教育庁福利厚生部内
公立学校共済組合東京支部給付貸付課マイナンバー担当 電話 03-5320-6826

（2）返送方法

特定記録郵便（料金受取人払い）により返送してください。

- ※ 返送料金は当共済組合が負担いたします。「料金受取人払貼り付け用紙（別紙1）」を使用してください。使い方は、次のとおりです。

ア この用紙を拡大・縮小せず、A4用紙にて印刷してください。

（印刷時のサイズは「実際のサイズ」、用紙の向きは「横」で印刷してください。）

イ 「料金受取人払貼り付け用紙」を枠線に沿って切り取り、角2サイズの封筒にしっかりと全面のり付けで貼り付けてください。

ウ 郵便局の窓口差し出ししてください（ポストには絶対に投函しないでください。）。

- ※ メモ等にかまいませんので、返却理由（例：資格喪失、認定取消、所属所異動等）を記入したものを同封してください。

- ※ 返送用の封筒には、本件返却以外の届書・申告書等は絶対に同封しないでください。

- 8 配付時点で現職の組合員等に「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が届かない場合

配付時点で現職の組合員等については、令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」（マイナンバー下4桁の記載のないもの）を交付する予定です。

- 9 「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の配布後の取扱い

- （1）以下の場合、組合員御本人から公立学校共済組合東京支部（資格担当）に直接御連絡いただくよう御案内ください。

① 記載されているマイナンバーの下4桁等に誤りがある場合

② 記載されている資格情報に誤りがある場合（配付時点で資格情報に変更が生じている組合員及び被扶養者について、令和6年9月17日時点での資格情報を記載しているため、その後の変更が反映していない場合がありますが、既に所定の手続がお済みの場合は行き違いですので、マイナンバーの下4桁に間違いがなければ、問題ございません。）

※ 「資格情報のお知らせ（加入者情報）Q & A」（別紙 2）を作成したので参照ください。

※ 上記以外の一般的な御質問に関しましては、事務担当の方が取りまとめの上、資格担当まで御質問いただければ幸いです。

（2）配布後に組合員が退職した場合及び被扶養者が認定取消となった場合でも、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を回収・返却する必要はありません。御不要の場合には各自で処分してください。

（3）配布後に資格情報（住所を除く。）に変更が生じた場合は、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、改めて「資格情報のお知らせ」（マイナンバー下 4 桁の記載のないもの）の交付が可能となる予定です。

10 「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の再交付について

「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を紛失又は毀損等したことに伴い、再交付が必要になった場合は、「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い 再交付申請書」（別紙 3）に必要事項を記入し、所属所を経由して御提出ください。申請書の「組合員情報」欄に記入された御住所宛に「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を送付いたします。

送付までには、1 か月程度お時間をいただく場合がありますので、御了承ください。

再交付申請の受付は、令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）まで（資格担当必着）とさせていただきます。

氏名、住所、組合員番号等の資格情報の変更による再交付申請はお受けできません。

11 その他

今回、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が送付されず、令和 6 年 1 2 月 2 日以降に組合員等に送付することとなる資格情報のお知らせや、1 2 月 2 日以降の組合員証及び被扶養者証の取扱いや資格確認書については、詳細が決定し次第、改めてお知らせします。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当

鈴木・久能・松岡・廣津

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 6 8 2 6